

# 群馬大学大学教育・学生支援機構大学教育センター規程

平成23.4.1 制定

改正 平成26.4.1 平成28.7.1

平成29.4.1

## (趣 旨)

第1条 この規程は、群馬大学大学教育・学生支援機構規則第3条第3項の規定に基づき、大学教育センター（以下「センター」という。）に関し必要な事項を定める。

## (目 的)

第2条 センターは、群馬大学（以下「本学」という。）における全学に共通する大学教育の基盤を整備するとともに、教養教育を円滑に運営することを目的とする。

## (業 務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 大学教育の教育内容及び教育方法の改善に関すること。
- (2) 大学教育の運営及び評価に関すること。
- (3) その他センターの目的を達成するために必要な事項

## (職 員)

第4条 センターに、次の各号に掲げる構成員を置く。

- (1) 大学教育センター長（以下「センター長」という。）
- (2) 大学教育センター副センター長（以下「副センター長」という。）
- (3) センターの主担当を命ぜられた者
- (4) その他センター長が必要と認める者

## (センター長)

第5条 センター長は、学長が指名する理事をもって充てる。

2 センター長は、センターの業務を掌理する。

3 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合は、前任者の残任期間とする。

## (副センター長)

第6条 副センター長は、本学の教員のうちから学長が指名する者をもって充てる。

2 副センター長は、センター長を補佐し、センター長に事故あるときはその職務を代行する。

3 副センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合は、前任者の残任期間とする。

## (委員会)

第7条 センター業務を円滑に実施するため、センターに次の各号に掲げる委員会を置く。

- (1) 学部教務委員会
- (2) 大学院教務委員会

2 前項各号に掲げる委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第8条 センターの事務は、学務部教務課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、機構長が別に定める。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、学長が行う。

附 則

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

2 群馬大学大学教育・学生支援機構大学教育センター規程(平成18年4月1日制定)は廃止する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。